平成5年5月21日本部訓令第15号

〔注〕平成28年1月から改正経過を注記した。

改正 平成5年12月本部訓令第31号 平成7年10月本部訓令第25号 平成28年1月本部訓令第25号 令和3年10月本部訓令第20号 平成6年9月本部訓令第28号 平成13年6月本部訓令第13号 令和3年3月本部訓令第4号

警察本部 警察学校 各警察署

広島県警察用航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

広島県警察用航空機の運用等に関する訓令

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 航空隊(第5条—第12条)

第3章 運用等(第13条—第22条)

第4章 整備 (第23条・第24条)

第5章 雑則 (第25条・第26条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 広島県警察に配備された航空機(以下「航空機」という。)の運用及び整備については、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)その他法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
 - (2) 警察無線局 広島県警察の通信指令業務に関する訓令(平成10年広島県警察本部訓令第11号) 第2条第3号の総合通信指令室及び同条第4号の通信室をいう。
 - (3) 航空基地 航空機の管理運用のための事務所、格納庫その他これらに附属する施設をいう。
 - (4) 所属 警察本部の課、室、隊及び所、警察学校並びに警察署をいう。
 - (5) 航空従事者 航空法 (昭和27年法律第231号) 第2条第3項に規定する航空従事者をいう。
 - (6) 航空機等 航空機、航空用装備品、航空機に係る附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。

(航空業務の基本)

- 第3条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、計画的にこれを行わなければならない。
- 2 広島県警察航空隊長(以下「隊長」という。)は、警察庁長官の定める航空業務計画の策定の指 針に基づき、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得て、毎年度の航空業務計画を策定 するものとする。

一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

第4条 削除

削除〔令和3年本部訓令20号〕

第2章 航空隊

(活動の本拠)

第5条 広島県警察航空隊(以下「航空隊」という。)の活動の本拠は、広島市西区観音新町四丁目 9番34号に設置する航空基地とする。

(任務)

- 第6条 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、 警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを主たる任務とする。
 - 一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

(航空機の効率的な運用等)

- 第7条 航空隊の活動に当たっては、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との 連携を図り、治安情勢、警察事象等の実態掌握に基づいた航空機の運用に努めるものとする。
- 2 警ら等によって収集した情報は、関係所属に通報するとともに資料化に努めるものとする。
 - 一部改正 [令和3年本部訓令20号]

(隊長の職務)

- 第8条 隊長は、第3条第2項の規定により策定した航空業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊 の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。
 - (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
 - (2) 航空機等の整備に関すること。
 - (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。
- 2 隊長は、前項に規定する職務を実施するため、第3条第2項の規定により策定した航空業務計画 に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月 別運航計画を作成しなければならない。
- 3 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。
 - 一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

(運航責任者)

- 第9条 規則第9条に規定する運航責任者(以下「運航責任者」という。)は、隊長とする。ただし、 隊長が航空従事者でない場合は、隊長が航空隊の職員で航空従事者であるものの中から指定するも のとする。
- 2 運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指定した航空従事者が運航責任者の業務を代行する。
 - 一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

(安全担当者)

第10条 規則第10条に規定する安全担当者は、隊長が航空隊の職員で航空従事者であるものの中から 指定するものとする。

(航空隊の職員の心構え)

第11条 航空隊の職員は、常に関係法令の研究と技術の向上に努め、航空機の安全運航と航空業務の 円滑な遂行に努めなければならない。

(勤務制等)

第12条 航空隊の職員の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓令(昭和43年広島県警察本部訓令第5号)に定めるところによるものとする。

第3章 運用等

(支援申請手続)

- 第13条 所属の長(以下「所属長」という。)は、所属の職員を航空機に搭乗させようとするときその他航空機の支援を必要とするときは、別記様式第1号による航空機支援申請書により、本部長に申請するものとする。
- 2 所属長は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、 電話その他の方法により申請することができる。この場合においては、事後速やかに別記様式第1 号による航空機支援申請書を本部長に提出するものとする。

(支援承認)

- 第14条 本部長は、前条の規定による申請があったときは、支援の目的、日時、飛行区域、搭乗者等 について審査し、支援を適当と認めるときは、当該支援を承認するものとする。
- 2 本部長は、前項の規定により支援を承認する場合は、前条第2項の規定による申請の場合を除き、 別記様式第1号による航空機支援承認書を当該所属長に交付するものとする。

(効率的な活用)

第15条 所属長は、航空機の支援の承認を受けたときは、運航責任者と十分な連絡を行い、航空機の 効率的な活用に努めなければならない。

(部外者の搭乗申請手続)

- 第16条 警察職員以外の者が航空機に搭乗する必要があるときは、別記様式第2号による航空機搭乗申請書により本部長に申請させるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 本部長が搭乗を依頼した者が搭乗する場合
 - (2) 遭難者、護送を要する被疑者等事件、事故の関係者が搭乗する場合
- 2 本部長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を第14条第1項の規定に準じて審査し、警察業務に支障がなく、かつ、搭乗を適当と認めるときは、当該搭乗を承認するものとする。
- 3 本部長は、前項の規定により搭乗を承認する場合は、別記様式第2号による航空機搭乗承認書を 当該申請者に交付するものとする。

(出動態勢)

第17条 運航責任者は、航空機の不時の出動に対応できるように、常に出動態勢を整えておかなければならない。

(航空隊の職員の乗組み)

第18条 運航責任者は、航空機を出動させるに当たっては、機長の他に必要な航空隊の職員を乗り組ませなければならない。

(防護計画)

第19条 警備部警備課長(以下「警備課長」という。)は、航空基地における災害その他の事故防止 に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を立てておかな ければならない。

一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

(無線連絡)

第20条 機長は、飛行に当たっては、細則第2条に規定する警察航空局等又は警察無線局のいずれか と常に連絡を保持するように努めなければならない。

(航空機事故調査委員会)

- 第21条 本部長は、規則第16条に規定する調査を行う必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設けるものとする。
- 2 委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成するものとする。

(臨時発着場)

- 第22条 警備課長は、航空機の効率的な運用に備え、警察署の管轄区域ごとに、あらかじめ臨時発着場として使用し得る場所を選定しておくものとする。
- 2 警備課長は、前項の規定による臨時発着場の選定に当たっては、所属長の意見を聴くものとする。 一部改正「令和3年本部訓令20号〕

第4章 整備

(航空機等の整備)

第23条 運航責任者は、規則第21条に規定する航空機等の整備を実施しなければならない。

(検査)

- 第24条 本部長は、6月ごとに、次に掲げる事項について検査を行い、必要があるときは、適切な措置をとらなければならない。
 - (1) 航空機等の整備の状況
 - (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守の状況
 - (3) 航空機等の整備に関する記録の整理の状況

第5章 雑則

(備付簿冊)

第25条 警備課長は、航空業務の状況を明らかにするため、細則第7条に規定する簿冊のほか、別記様式第3号による航空隊業務日誌及び別記様式第4号による航空機支援・搭乗申請受付簿を航空隊に備え付けるものとする。

一部改正〔令和3年本部訓令20号〕

(実施規定)

第26条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のための必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成5年12月24日本部訓令第31号)

- 1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属 の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当 分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。 [以下略]

附 則 (平成7年10月18日本部訓令第25号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月28日本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成28年1月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則(令和3年3月1日本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年3月1日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、 当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年10月18日本部訓令第20号)

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

(別記)

様式第1号

(第13条、第14条関係)

一部改正 [平成28年本部訓令2号・令和3年4号・20号]

様式第2号

(第16条関係)

一部改正〔令和3年本部訓令4号〕

様式第3号

(第25条関係)

一部改正〔令和3年本部訓令4号〕

様式第4号

(第25条関係)

一部改正〔令和3年本部訓令4号〕